

文部科学省国立研究開発法人審議会について

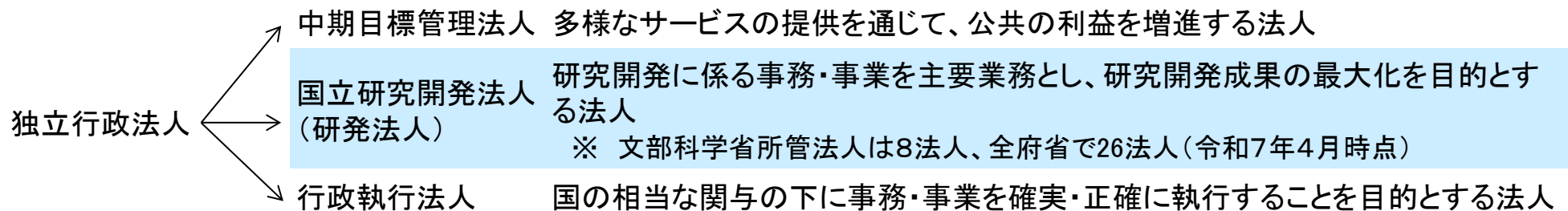
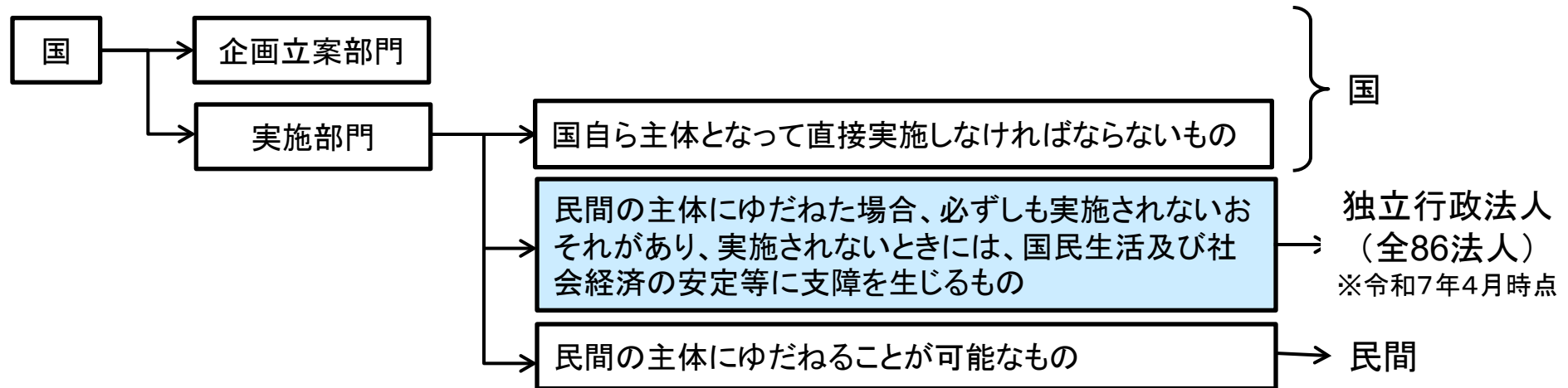
令和7年4月

文部科学省科学技術・学術政策局

科学技術・学術戦略官(制度改革・調査担当)付

国立研究開発法人について

- ・ 独立行政法人制度は、公共上、確実に実施されることが必要な事務・事業であって、国が直接実施する必要はないが民間の主体にゆだねると必ずしも実施されないおそれがあるものなどについて、独立行政法人（独法）として独立の法人格を与え、一定の自律的な運営を行わせることにより、業務の質の向上や活性化、透明性の向上を図ることを目的。
- ・ 研究開発を主たる業務とする独法については、研究開発の長期性・不確実性・予見不可能性・専門性等の特性を踏まえた制度設計の必要性が認識され、改正独立行政法人通則法（平成27年4月施行）に基づき、国立研究開発法人（研発法人）として新たに位置付けられることとなった。
- ・ 研発法人には、中長期目標期間、評価基準など、他の独法とは異なる法的枠組みが設けられている。



特定国立研究開発法人について

独法通則法※₁のルール
(目的、目標、評価、業務運営、
財務会計、人事管理等に関するもの)
総務大臣

特定研究開発法人法※₂の定めるルール
(目標、評価、業務運営等に関するもの)

内閣総理大臣＋総務大臣

独立行政法人

国立研究開発法人(研究法人)

26法人(令和7年4月時点)

特定国立研究開発法人(特定研究開発法人)

3法人(物質・材料研究機構、理化学研究所、
産業技術総合研究所)

我が国のイノベーションシ
ステムを改革することで、世界
トップレベルでチャレンジ
な研究開発を推進

《特定研究開発法人法の主な内容》

- ✓ 国家戦略と連動した研究開発促進のための基本方針の策定
- ✓ 卓越した研究者を確保するための給与等の支給基準の設定
- ✓ 情勢変化への対応を迅速に行うための主務大臣による措置要求 等

特定研究開発法人の基本方針(平成28年6月28日閣議決定(平成29年3月10日一部変更))

○特定研究開発法人法に基づき、特定研究開発法人による研究開発等を促進するための基本方針として以下の4項目が定められている。

①研究開発等の促進の意義及び基本的な方向

- ・国家戦略に基づく世界最高水準の研究開発成果の創出
- ・イノベーションを牽引する中核機関として産学官の連携強化

③研究開発等の促進を図るための体制整備

- ・国際的に卓越した能力を有する人材の確保・育成
- ・大学、産業界、海外の研究機関との連携協力の枠組み構築

②研究開発等の促進に関して政府が講ずべき措置

- ・基盤的経費の確実な措置
- ・外部資金の積極的な導入の促進
- ・研究開発等の特性への配慮(新たな随意契約方式の導入等)

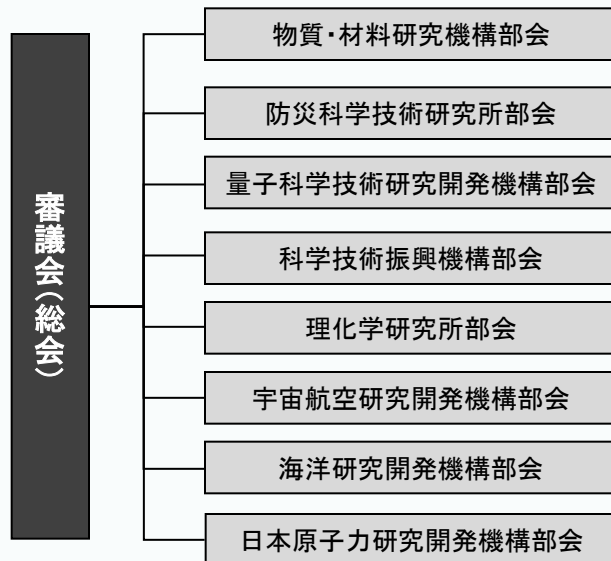
④その他研究開発等の促進に関し必要な事項

- ・国家戦略の実現に向けたCSTI※₃の司令塔機能の発揮

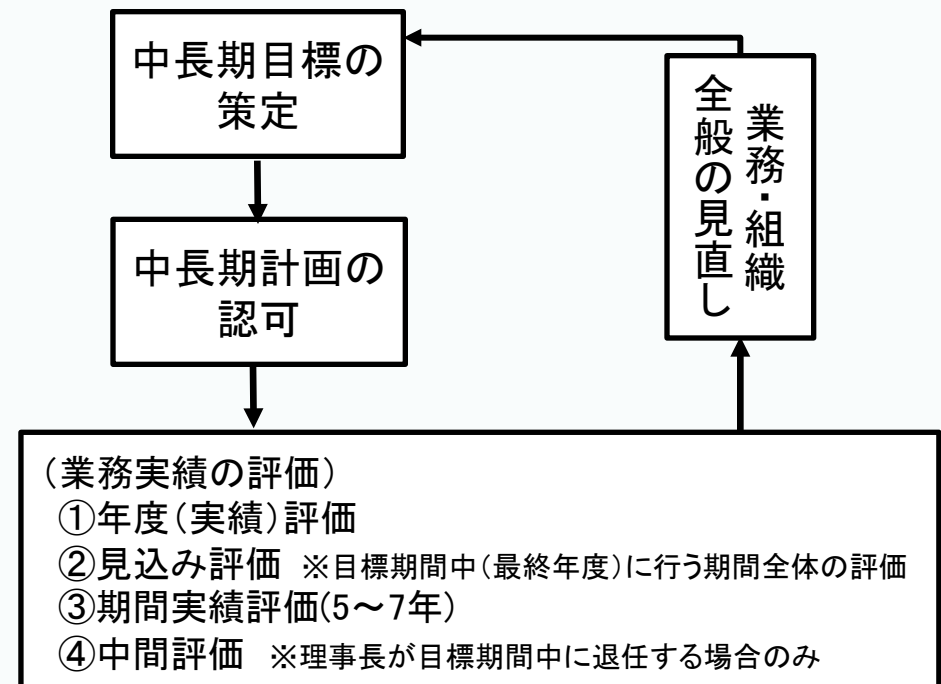
文部科学省国立研究開発法人審議会(研発審)

- 改正独法通則法(平成27年4月施行)に基づき文部科学省所管の国立研究開発法人に係る事項を審議するため、同省に文部科学省国立研究開発法人審議会(研発審)を設置。
- 研発審の下に、文部科学省所管の8国立研究開発法人に係る事項を審議する部会をそれぞれ設置。
- 研発審では、各国立研究開発法人における(1)中長期目標の策定等、(2)業務実績の評価、(3)業務・組織の見直しに関し、科学的知見等に即して主務大臣に助言。
- 外国人委員を含め、国際水準も踏まえた審議体制を構築。

文部科学省国立研究開発法人審議会の構成



目標・評価のサイクル



第6期の主な審議事項

○NIMS（物質・材料研究機構）

令和7年度：令和6年度実績評価

令和8年度：令和7年度実績評価

○NIED（防災科学技術研究所）

令和7年度：令和6年度実績評価

令和8年度：令和7年度実績評価

○QST（量子科学技術研究開発機構）

令和7年度：令和6年度実績評価

令和8年度：令和7年度実績評価

○JST（科学技術振興機構）

令和7年度：令和6年度実績評価

令和8年度：令和7年度実績評価

第5期見込評価（令和4～8年度）

業務・組織の見直し

第6期中長期目標

○理研（理化学研究所）

令和7年度：令和6年度実績評価

第4期期間実績評価（平成30～令和6年度）

令和8年度：令和7年度実績評価

○JAXA（宇宙航空研究開発機構）

令和7年度：令和6年度実績評価

第4期期間実績評価（平成30～令和6年度）

令和8年度：令和7年度実績評価

○JAMSTEC（海洋研究開発機構）

令和7年度：令和6年度実績評価

第4期見込評価（令和元～7年度）

業務・組織の見直し

第5期中長期目標

令和8年度：令和7年度実績評価

第4期期間実績評価

○JAEA（日本原子力研究開発機構）

令和7年度：令和6年度実績評価

令和8年度：令和7年度実績評価

文部科学省所管国立研究開発法人の中長期目標期間

開発審
第6期

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
国立研究開発法人名																		
物質・材料研究機構																		
防災科学技術研究所																		
量子科学技術研究開発機構 ※原子力規制委員会と共管																		
科学技術振興機構																		
理化学研究所																		
宇宙航空研究開発機構 ※内閣府、総務省、経済産業省と共管																		
海洋研究開発機構																		
日本原子力研究開発機構 ※経済産業省、原子力規制委員会と共管																		

H27/4/1～
国立研究開発法人制度開始

新中長期目標から、総務省改正独立行政法人
の評価に関する指針(独法評価指針)を適用

見込評価
中長期目標・中長期計画見直し

期間実績評価

中間評価

※上記のほか、各法人とも年度(実績)評価を毎年度実施。

※(国研)日本医療研究開発機構における業務の実績評価等については、内閣府の審議会にて実施。

令和7年度のスケジュール(イメージ)

	文部科学大臣※1	審議会（研究審）	1部会 (令和8年度で中長期目標期間終了の 研究法人:JAMSTEC)	7部会 (左記以外の研究法人:NIMS、NIED、 QST、JST、理研、JAXA、JAEA)
令和7年 4月		審議会①(4/28) 会長・会長代 理選任、第6期への送り事項		
6月末			法人からの業務実績報告書(自己評価書)の提出	
7月	・NIMS、NIED、QST、JST、JAEA: 年度評価 ・理研、JAXA: 年度評価、期間実績評価 ・JAMSTEC: 年度評価、見込評価、業務・組織の見直し		部会①～② 業務の実績評価、 業務・組織の見直し	各部会①～② 業務の実績評価
8月		審議会②～③ 業務の実績評価、 業務・組織の見直し		
8月末	業務の実績評価の決定、 業務・組織の見直しの決定			
11～12月	総務省独立行政法人評価制度委 員会(独評委)等※2による点検	審議会④ 次期中長期目標案	部会③～④ 次期中長期目標案	
令和8年 1月下旬	次期中長期目標案の取りまとめ			中長期目標の変更案 (必要に応じて)
2月末	次期中長期目標の決定 ⇒大臣から研究法人に指示			
3月末	次期中長期計画の認可 (研究法人が策定)			

※1 他府省と共管する研究法人については、当該他府省と調整して事項の決定等を進める。

※2 特定国立研究開発法人に係る見込み評価、業務・組織の見直し及び次期中長期目標案については、CSTIIにも内容の確認を求める。

令和8年度のスケジュール(イメージ)

	文部科学大臣※1	審議会（研発審）	1部会 (令和8年度で中長期目標期間終了の 研究法人:JST)	7部会 (左記以外の研究法人:NIMS、NIED、 QST、理研、JAXA、JAMSTEC、JAEA)
令和8年 4月				
6月末			法人からの業務実績報告書(自己評価書)の提出	
7月	・NIMS、NIED、QST、理研、JAXA、JAEA： 年度評価 ・JAMSTEC： 年度評価、期間実績評価 ・JST： 年度評価、見込評価、業務・組織の見直し		部会①～② 業務の実績評価、 業務・組織の見直し	各部会①～② 業務の実績評価
8月		審議会①～② 業務の実績評価、 業務・組織の見直し		
8月末	業務の実績評価の決定、 業務・組織の見直しの決定			
11～12月	総務省独立行政法人評価制度委 員会(独評委)等※2による点検		部会③～④ 次期中長期目標案	
令和9年 1月下旬	次期中長期目標案の取りまとめ	審議会③ 次期中長期目標案		中長期目標の変更案 (必要に応じて)
2月末	次期中長期目標の決定 ⇒大臣から研究法人に指示			
3月末	次期中長期計画の認可 (研究法人が策定)			

※1 他府省と共管する研究法人については、当該他府省と調整して事項の決定等を進める。

※2 特定国立研究開発法人に係る見込み評価、業務・組織の見直し及び次期中長期目標案については、CSTIIにも内容の確認を求める。

(参考)総務省独評委のスケジュール(見直し対象法人)

第 52 回独立行政法人評価制度委員会・第 70 回評価部会・第 21 回会計基準等部会合同会議(令和7年4月15日)
資料を基に作成。参考資料3-1、3-2及び4参照。

中(長)期目標期間の最終年度に当たる独法(見直し対象法人)に対する総務省独立行政法人評価制度委員会(独評委)のスケジュールは、概ね以下のとおり。

■ ～ 8 月： 主務省・法人役員等との意見交換

- ・ 独評委評価部会において、「基本的考え方※1」「業務・内部管理運営方針※2」を踏まえ、法人の使命等に係る認識や業務運営の状況について、主務省・独法と問題意識を共有
- ・ 必要に応じ、法人を取り巻く環境の適切な把握のため、法人関係者との意見交換を実施

■ 9 月～12月： 「見込み評価」「業務・組織の見直し」に係る審議

- ・ 評価部会を中心に、「基本的考え方」に示した視点の下、各法人の「見込み評価」「業務・組織の見直し」の内容を点検し、積極的かつ幅広く意見を述べるとともに、各法人の次期「中(長)期目標」の策定に当たっての「留意事項」を検討し、独評委において取りまとめ
- ・ 並行して、評価部会を中心に、「基本的考え方」に示した視点の下、年度評価等について点検

■ 12月～2月： 次期「中(長)期目標」に係る審議

- ・ 各法人の次期「中(長)期目標」案について、当該法人への「留意事項」や、「業務・内部管理運営方針」に示した方向性に照らして点検を行い、必要に応じて意見を述べる
- ・ 併せて、業務・内部管理の共通的な方向性に係る新たな視点の次期「中(長)期目標」案への反映状況等を踏まえ、「業務・内部管理運営方針」の改定を検討

※1 独立行政法人評価制度の運用に関する基本的考え方(令和4年4月8日独立行政法人評価制度委員会決定)

※2 独立行政法人の業務管理及び内部管理について(令和4年4月8日独立行政法人評価制度委員会決定、令和5年4月13日一部改定)

審議の進め方のイメージ（業務の実績評価）

※業務の実績評価： 年度評価、見込評価、期間実績評価及び中間評価

1. 資料の事前送付

- 部会委員に、関係研究法人が作成した自己評価書、補足説明資料等を送付



2. 部会

- (1) 関係研究法人から、自己評価書等に基づいてヒアリング
 - (2) 研究法人の自己評価書等をベースに、文部科学省による実績評価(案)を審議
 - (3) 実績評価(案)について、部会としての意見を取りまとめ
- ※ 各法人に共通すると考えられる課題(制度運用等)もあれば検討



3. 審議会

- (1) 各部会から、文部科学省による実績評価(案)に対する部会の意見を報告
- (2) 実績評価(案)を審議
- (3) 各研究法人の実績評価(案)について、審議会としての意見を決定



4. 文部科学大臣による決定

- 審議会の意見を踏まえて、各研究法人に対する実績評価を決定

※ 具体的な審議の進め方は、審議会・各部会において決める。

審議の進め方のイメージ（業務・組織の見直し/中長期目標策定）

※令和7年度はJAMSTEC、令和8年度はJSTが審議対象。

1. 文部科学省による原案の作成

- 以下の原案について、文部科学省が研究法人と十分な意思疎通を図って作成
 - ・ 業務・組織の見直し(案)
 - ・ 中長期目標(案)

2. 部会

- 上記原案について、担当部会にて審議を行い、部会としての意見を取りまとめ

3. 審議会

- (1) 各部会から、上記原案に対する部会の意見を報告
- (2) 原案について審議を行い、審議会としての意見を決定

4. 文部科学大臣による決定等

- 審議会の意見を踏まえて、各研究法人に対する業務・組織の見直し内容や、中長期目標を決定

※具体的な審議の進め方は、審議会・各部会において決める。
(中長期目標の変更も同様。)

文部科学省所管研究開発法人の評価基準

(文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準(平成27年6月30日文部科学大臣決定、令和4年3月25日最終改定))

(参考資料2、4参照)

○上記基準は、総務省独法評価指針を基に、文部科学省所管の独法評価に必要な基準として定められたもの。評価区分はS・A・B・C・Dの5段階(Bが標準)。

○研究開発に係る事務・事業の評価区分は下記のとおり。なお、それ以外の事務・事業の評価区分は中期目標管理法と同様。

研究法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、

S	適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。 「成果・取組の科学的意義(独創性・革新性・先導性・発展性等)」に関する評価軸の場合であれば、特に顕著な意義と判断されるものとして、例えば「世界で初めての成果や従来の概念を覆す成果などによる当該分野でのブレイクスルー、画期性をもたらすもの」、「世界最高の水準の達成」など 「産業・経済活動の活性化・高度化への貢献」に関する評価軸の場合であれば、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「当該分野での世界初の成果の実用化への道筋の明確化による事業化に向けた大幅な進展」など 「社会的価値(安全・安心な社会等)の創出への貢献」に関する評価軸の場合であれば、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「研究成果による新たな知見が国や公的機関の基準・方針や取組などに反映され、社会生活の向上に著しく貢献」など 「マネジメント」や「人材育成」に関する評価軸であれば、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「国内外の大学・法人、民間事業者等との新たな連携構築による優れた研究成果創出への貢献」、「我が国において政策的に重要であるが人材不足となっている分野に対し、多数の優れた研究者・技術者の育成、活躍促進に係る取組の実施」など
A	適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。 S評価には至らないが、成果の発見による相当程度の意義、成果、貢献)
B (標準)	「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。
C	「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。
D	「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。

文部科学省所管研究法人の評価例 ①物質・材料研究機構

平成27年度における業務の実績に関する評価 年度評価 項目別評価調書 主務大臣による評価(抜粋)

S

I. 1. 1. 1 1) 先端的共通技術領域

物質・材料研究を進める上で共通的に必要な計測技術等の分野において、世界初・世界最高水準の特に顕著な成果が数多く得られており、国内外の物質・材料研究における課題解決や科学技術イノベーションの創出に資する世界最高水準の先端的共通技術基盤を確立している。これまでに得られた成果や開発された機器の活用の在り方や新規技術展開の可能性の明確化、その発信・投稿によって、更なる成果の最大化に向けた取組を期待する。

【主な研究成果】

- (1) 先端材料計測技術の開発と応用において、①当機構が発見した高温超伝導体を用いた固体NMRシステムにおいて世界最高磁場(1,030MHz)を達成するとともに、本分野の開発で最も高い世界シェアを有する企業と競合している国内企業と計測技術センターを設立、②約40年に渡って高性能が想定され、電子顕微鏡などの電子源として実現が期待されていたLaB6単結晶ナノワイヤの製法を確立したことにより、従来から飛躍的(100倍以上)の輝度を安定して実現
- (2) 新物質設計シミュレーション手法の研究開発において、実材料・実デバイスの複雑な構造や現象を高精度で明らかにできる計算手法(オーダーN法第一原理計算手法)で、前年度までに達成した20万原子系の構造最適化・エネルギー固有値の計算における実用課題を解決
- (3) 有機分子ネットワークによる材料創製技術において、工業用濾過フィルターへの応用につながることを期待される硬質カーボン製濾過フィルターを開発し、膜厚の最小化、高い耐圧性、水の透過流速の向上(脱塩性能の大幅な向上)を実現するとともに、量産化に目途をつけた。

A

I. 1. 1. 1 2) ナノスケール材料領域

世界トップクラスの波長分解能を有する赤外線検知素子の開発、市販品の10倍以上の閉鎖・接着効果を有する生体接着剤の実現、高感度・並列型分子センサー(MSS)に関する全国的なアライアンスの形成など、本分野を先導する顕著な成果を出し、その応用への可能性も示している。また、世界トップ1%論文数や論文被引用数も高い値を示している。今後も、機構内他領域の装置の活用、若手育成、基盤技術から応用展開に向けたビジョンの明確化、重点分野へのリソース投入等を図りつつ、優れた成果が得られることを期待する。講演、海外著者を含む論文数等のデータの発信、NIMS発の論文を起点とした新たな分野の形成や他機関との連携等が期待される。

B

I. 3. 2 研究者・技術者の養成と資質の向上

定年制研究職員の長期海外派遣、大学への講師派遣、エンジニアの計画的採用・研修の実施、目標を上回る水準での若手研究者の受入れなど、研究者・技術者の養成と資質の向上に着実に取り組んでいる。今後の取組として、技術伝承の方策や技術者による活動についての整理が期待される。

文部科学省所管研究法人の評価の例 ②理化学研究所

令和5年度における業務の実績に関する評価 年度評価 項目別評価調書 主務大臣による評価(抜粋)

S

I-3 世界最先端の研究基盤の構築・運営・高度化

<評価に至った理由>

- 以下に示すとおり、国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。
- ・世界最先端の研究基盤施設であるスーパーコンピュータ「富岳」、大型放射光施設「SPRING-8 及び SACLA」並びにバイオリソース研究センターは、戦略的な研究マネジメントの下で施設共用、試料共用・高度化を通じて、我が国の科学技術・イノベーションの発展の基盤となるとともに、国内外の研究機関、産業等とも連携しつつ、国内外の優れた研究成果の創出等に貢献している。
 - ・「富岳」については、利用者への省電力運用のインセンティブ付与の枠組みを構築することにより、前年と比較しても顕著な省電力運用を達成している。また、(株)理研数理等との連携による民間クラウドを活用した産業利用に向けた取組の拡大や、気象予報やAI 等の分野での画期的な取組を実施し、研究成果を創出した。
 - ・SPRING-8 及び SACLA について、適切かつ高度なメンテナンスにより、世界でも類を見ない安定的な運転を実現した。また、SPRING-8 II の開発着手に向けた政策決定に貢献した。さらに、ナノテラス整備への貢献など我が国の放射光施設全体の底上げに貢献した。
 - ・全てのリソースで保存数/提供総件数の目標を大幅に上回り、海外への提供を通じて科学技術外交上の国際貢献を進めた。また、不均一な胎盤幹細胞(TS 細胞)の未分化の維持機構を解明する基盤の確立をした。さらに、臨床研究者と共同で未診断疾患の患者ゲノム配列情報に基づく疾患モデルマウスを開発などの研究成果を創出した。

A

I-1 研究開発成果を最大化し、イノベーションを創出する研究所運営システムの構築・運用

<評価に至った理由>

- 以下に示すとおり、国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められるため。
- ・理事長のリーダーシップの下、以下の取組を行い、研究開発成果を最大化し、イノベーションを創出するための法人運営システムを構築・運用した。
 - ・総合研究機関の強みを活かすとともに、理研が有する最先端の研究基盤等を活用し、社会課題の解決につなげる TRIP 構想は、非常に素晴らしい取組みであり、大きく進展しているが、現時点では、必ずしも卓越した研究成果を継続的に創出する段階に至っていないため、自己評価SをAとした。今後、この構想が早期に具体化されることによって、卓越した成果が多く創出されることを期待する。
 - ・スーパーコンピュータと量子コンピュータの量子古典ハイブリットコンピューティング、予測アルゴリズム、データ整備を連携させた TRIP 事業について、IBM 量子コンピュータ実機を用いて、量子計算の実現可能性を示すなどの、量子コンピュータの利用可能性拡大に取り組むとともに、スーパーコンピュータ「富岳」と量子コンピュータ「叡」との接続試験に成功するなど、量子古典ハイブリットコンピューティング実現に向けた取組が進めた。
 - ・研究所の運営戦略や研究戦略等の方向性について、理研戦略会議、理研研究政策リトリートなどで得られた意見・提案等を法人運営等に反映した。
 - ・理研のスケールメリットを活かした予算運営の仕組みとして、ディポジトリを活用し、光熱水費の高騰や円安等の諸課題へ迅速に対処するなど、効果的な資源活用を図った。
 - ・世界的に評価の高い外部専門家等を委員とした理研アドバイザリー・カウンスル(RAC)を開催し、国際的な水準の評価・提言を得て、研究所の運営や研究活動に反映した。
 - ・物価高騰等の我が国経済環境の変化を踏まえ、「基礎科学特別研究員」などの年俸月額を引き上げる等の処遇改善を行うとともに、理研白眉制度を発展させ、令和4年度に創設した「理研 ECL プログラム」により、優秀な若手 PI を積極的に採用した。
 - ・加藤セチプログラムにより優れた女性研究リーダーの採用等を進め、指導的な地位にある女性研究者の累計在籍者数は 47 名となり、計画を上回る成果を達成した他、更なる取組の加速に向け、研究政策リトリート等を通じて、新たなポジティブ・アクションの検討に着手した。
 - ・理事長主導のハイレベル会談を契機に米国のアルゴンヌ国立研究所等の世界的な研究機関等との具体的な連携が多数構築した。
 - ・理研とダイキンならではの新たな仕組みを作っていくことをトップ同士で合意できたことで、他の企業との新たな知による新産業創出につながる成果をあげた。
 - ・個人情報情報を安全に管理しつつ、個人情報を含むデータの解析を実施できる、セキュアな研究データ解析環境の開発、構築を行うとともに、「仮名加工医療情報」の利用の環境整備を進めた。

B

(標準)

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

<評価に至った理由>

- 以下に示すとおり、中長期計画における所期の目標を達成していると認められるため。
- ・ディポジトリ制度(理研バンク)の活用などにより経費の合理化・効率化を効果的に執行した。
 - ・人件費の適正化、調達合理化及び契約の適正化を着実に実施した。

評価基準等の見直しについて①

独法評価においては、令和3年3月12日改定後の独立行政法人の目標策定に関する指針（独法目標策定指針、平成26年9月2日総務大臣決定。）及び独立行政法人の評価に関する指針（独法評価指針、平成26年9月2日総務大臣決定。）により、目標の設定及び評価に関する基準として、新たに「困難度」の視点を導入。

1. 困難度に係る指針の見直し内容

(1) 独法目標策定指針 ～困難度等の設定の考え方の明示～

目標の重要度等については、法人の使命や法人の現状・直面する課題の分析、法人を取り巻く環境変化の分析に基づき設定することとする。なお、「優先度」については、「重要度」に一本化する等の観点から廃止、また、「難易度」については、困難さの程度を表すものとして「困難度」と名称を改める。

(2) 独法評価指針 ～評価基準（各評語（S、A、B、C、D）への当てはめの考え方）の見直し～

目標策定指針の見直しにより、困難度（従来の「難易度」）が法人の現状等の分析に基づき、より合理的に付されることとなることに伴い、より難度の高い目標が設定され、それが達成されることを推進する観点から、評価基準に困難度の視点を導入し、困難度が高い目標が達成されたときには、所期の目標を上回る成果を上げた場合の評価である「A」以上の評価となるようにした。

また、現行指針（令和3年改定前の指針）では、目標で難易度が高いとされていた項目に限り、評価の一段階引き上げを考慮するとされているところ、評価の時点で目標水準の達成の難易度が判明する場合もあることから、評価の時点で、達成が困難なものであったことが判明した項目についても評価の一段階引き上げを考慮することとする一方、目標で困難度が高いとされた項目であっても、評価の時点で達成が困難なものではなかったことが判明した場合には、評価の一段階引き上げを認めず、困難度が高くない場合と同等の評価とするよう調整することとする。

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」の改定について（ポイント）（平成31年3月12日総務省行政管理局）を基に作成。参考資料1、2参照。

評価基準等の見直しについて②

2. 指針の適用時期

(1) 独法目標策定指針

基本的には、指針の改定後、直近の新目標策定時から適用する。

→中期目標管理法人及び国立研究開発法人については、平成31年度以降に新目標の策定作業が行われる法人(令和2年度から新目標期間が始まる法人)から順次適用

(2) 独法評価指針

① 見直し後の評価基準(「S」「A」「B」「C」「D」への当てはめ基準)の適用時期

中期目標管理法人及び国立研究開発法人については、指針の改定後、直近の新目標期間の開始時から適用する。

→直近での適用は、令和2年度から新目標期間が始まる法人の令和3年度実施の年度評価(令和2年度実績に対する年度評価)から

＜理由＞

・改定後の目標策定指針に基づき、合理的な「困難度」の設定がなされるのが、最速で令和2年度から目標期間が始まる目標であるため(現行指針(令和3年改定前の指針)による目標下では、改定案にしたがって評価すると評価が緩むおそれがある。)

・同一の目標期間中に、異なる基準による評価が混在することによる支障・不都合を避けるため。

② 見直し後の評価基準以外の事項の適用時期

基本的には、指針の改定と同時に適用する。

→実務的には、平成31年度実施の評価(平成30年度実績に対する評価)から一斉適用

(令和3年3月12日)改定後の「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」の適用について(総務省目標策定指針(平成31年3月12日改定)及び総務省改定評価指針(平成31年3月12日改定)の別紙)を基に作成。